

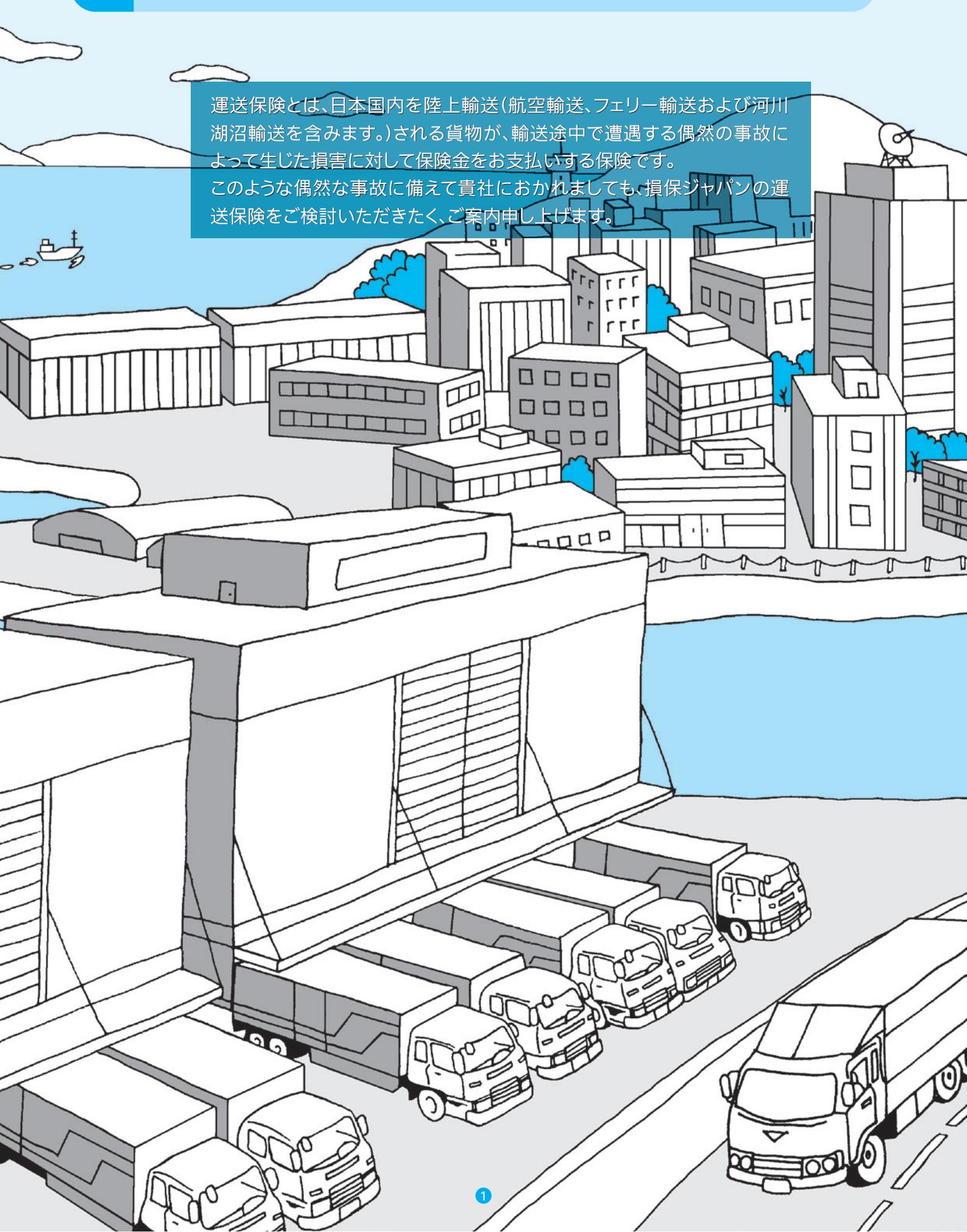
運送保険



運送保険とは

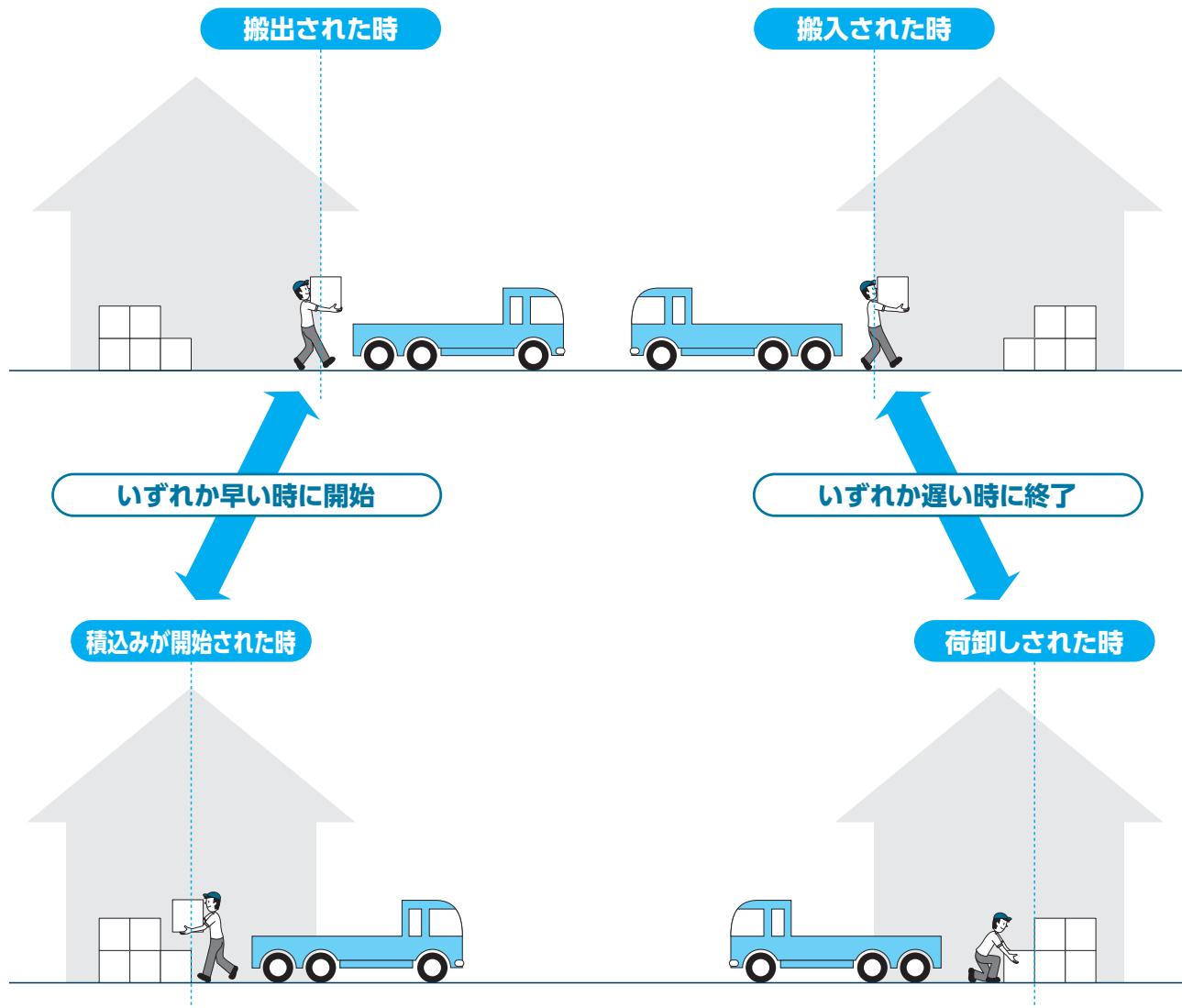
運送保険とは、日本国内を陸上輸送(航空輸送、フェリー輸送および河川湖沼輸送を含みます。)される貨物が、輸送途中で遭遇する偶然の事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いする保険です。

このような偶然な事故に備えて貴社におかれましても、損保ジャパンの運送保険をご検討いただきたく、ご案内申し上げます。



保険期間

保険期間とは、保険会社が保険契約上の責任を負担する期間をいいます。通常の運送保険契約では、輸送開始のために、貨物が保険証券記載の発送地における保管場所から搬出された時、またはその保管場所において貨物の輸送用具への積込みが開始された時のいずれか早い時に始まり、通常の輸送過程を経て、貨物が保険証券記載の仕向地における荷受人の指定した保管場所に搬入された時、またはその保管場所において輸送用具から荷卸しされた時のいずれか遅い時に終わります。



保険金額とは、1回の保険事故(各保険条件に基づき保険金を支払う事故をいいます。以下同様とします。)で、保険会社がお支払いすべき最高限度の額として、保険契約者との間で保険契約締結時に約定される金額のことです。

保険価額とは、客観的な判断を基準として評価した額のことで、その被保険利益について付保できる保険金額の法律上の限度を示すものです。

保険価額は、保険契約者との間で保険契約締結時に約定され保険金額と同額となるのが通常ですが、[保険金額>保険価額]の場合は、保険金額および保険価額は、いずれも仕切状面価額にその10%に相当する金額を加算した額となります。

[保険金額<保険価額]の場合は、『一部保険』として保険金額の保険価額に対する割合によって算出した額を保険金として支払うこととなっております。

運送保険普通保険約款では、保険価額を次のように約定しております。

- ① 貨物の仕切状面価額または発送の地および時における価額を基準として、保険契約締結の際、あらかじめ約定した額を原則とします。
- ② あらかじめ約定しなかった場合は、保険価額は保険金額と同額となります。
ただし、
 - ① 保険金額が仕切状面価額(仕切状面価額が運送費、保険料、その他の諸掛けを含んでいない場合は、これらを加算した額)にその10%に相当する金額を加算した額を超えていたことが明らかになった場合
……保険金額および保険価額は、いずれも仕切状面価額にその10%に相当する金額を加算した額とします。
 - ② 保険金額が仕切状面価額より著しく低い場合
……保険価額は仕切状面価額と同額とします。
- ③ 仕切状がない場合は、『貨物の発送の地および時における価額に仕向地までの運送費、保険料、その他諸掛けを加算した額』を上記②の仕切状面価額とみなします。

お支払いする保険金の種類は以下のとおりとなります。

①貨物に生じた損害

貨物に生じた損害に対して、ご契約いただいた基本条件・特約事項等にしたがって保険金をお支払いします。

②費用の損害

上記①のほかに、次の費用の損害に対して保険金をお支払いします。

損害防止費用…… 保険事故が発生した場合において、損害防止義務を履行するために必要または有益な費用
救助料…………… 保険事故が発生した場合において、救助契約に基づかないで貨物を救助した者にお支払いする報酬

継搬費用………… 貨物または輸送用具に保険事故が発生した場合において、貨物を仕向地へ輸送するために要した費用
共同海損分担額‥ 各種法令や規則に基づき作成された共同海損精算書により被保険者が支払うべき額

保険金の計算方法

貨物の全部または一部が、保険事故によって損傷を被って仕向地に到着した場合は原則次の方法で損害の額を算出します。

$$\text{損害の額} = \text{保険価額またはその割当額} \times \frac{\text{正品市価} - \text{損品市価}}{\text{正品市価}}$$

「正品市価」… 損傷を被らないで到着したら有したであろう価額

「損品市価」… 損傷した状態で有する価額

なお、損品市価につき協定が整わない場合は、損傷を被った貨物を売却した、その売却代金を損品市価とみなします。

ラベルを貼付している貨物でラベルに損害が生じた場合は、ラベルの代替費(再貼付費を含みます。)をお支払いする保険金の限度とします。

また貨物が機械類の場合は、その損害部分の代替品購入代金、修繕費および運送賃を合算した金額をお支払いする保険金の限度とします。

保険金の支払限度額(てん補限度額)

保険金として支払う額は、1回の保険事故につき保険金額を限度とします。

ただし、損害防止費用については、他の保険金と合算して保険金額を超過した場合でも、これをお支払いします。

他の保険契約等がある場合の保険金の支払額

同一の貨物につき同一の危険を補償している他の保険がある場合は、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した保険金の額(支払責任額といいます。)の合計額が損害の額^(注)を超過したときは、次の①または②に定める額を保険金としてお支払いします。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額^(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注)損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

保険金をお支払いする損害

ご契約時に、以下の2種類の基本条件を選択していただき、それぞれの条件にしたがい、貨物に生じた損害と費用の損害に対して保険金をお支払いします。

ただし、運送保険普通保険約款および特約事項等に規定された保険金をお支払いできない損害は除きます。

基本条件について

①『オール・リスク担保』条件

ほとんどすべての偶然な事故によって貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いする条件をいいます。

以下の「保険金をお支払いできない主な損害」に記載された損害は除きます。

②『特定危険担保』条件

火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損犠牲損害に対して保険金をお支払いする条件をいいます。

(注)『特定危険担保』条件には次のような特別約款を付帯することにより補償の範囲を拡大することができます。

「破損・まがり損・へこみ損担保特別約款」、「盗難・不着・不足担保特別約款」、「海水・雨危険担保特別約款」等

保険金をお支払いできない主な損害

詳しくは、「運送保険普通保険約款」、その他の適用される特別約款等をご参照いただき、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失(貨物の輸送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくは使用人である場合には、これらの者の故意)
- ② 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- ③ 荷造りの不完全
- ④ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかつたことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- ⑤ 運送の遅延
- ⑥ 戦争、内乱その他の変乱
- ⑦ 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- ⑧ 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
- ⑨ 檢疫、⑧以外の公権力による処分
- ⑩ ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- ⑪ 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- ⑫ 原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソotopeの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)

2. 次の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 間接損害(ただし、損害防止費用など一部の費用を除きます。)
- ② 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害を含みます。)
- ③ 化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器に起因する損害
- ④ 通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動に起因する損害
- ⑤ サイバー攻撃(コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為をいいます。)により生じた損害

など

お支払いできない損害

保険金をお支払いする損害、お支払いできない損害一覧表

事故の種類	条 件	オール・リスク 担保	特定危険 担保
火災・爆発	○	○	
輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落	○	○	
輸送用具の沈没・座礁・座州	○	○	
輸送用具の不時着	○	○	
汚損、荒天による潮ぬれ	○	▲	
擦損・かぎ損	○	▲	
雨・雪のぬれ、汗ぬれ	○	▲	
虫食い、ねずみ食い	○	▲	
盗難、紛失、不着	○	▲	
破損、まがり、へこみ	○	▲	
漏出、蒸発、混合	○	▲	
陸上における地震、噴火	▲	▲	
上記以外の輸送途中に発生した偶然の事故	○	×	
原子核反応または原子核の崩壊	×	×	
戦争	×	×	
ストライキ、暴動、社会騒じょう	×	×	
集団的暴行(テロ危険を含みます。)	×	×	
被保険者の故意、重大な過失	×	×	
貨物の自然の消耗、固有の性質もしくは欠陥	×	×	
荷造りの不完全	×	×	
運送の遅延	×	×	
検疫または官の処分	×	×	
化学兵器、生化学兵器、電磁兵器に起因する損害	×	×	
サイバー攻撃により生じた損害	×	×	

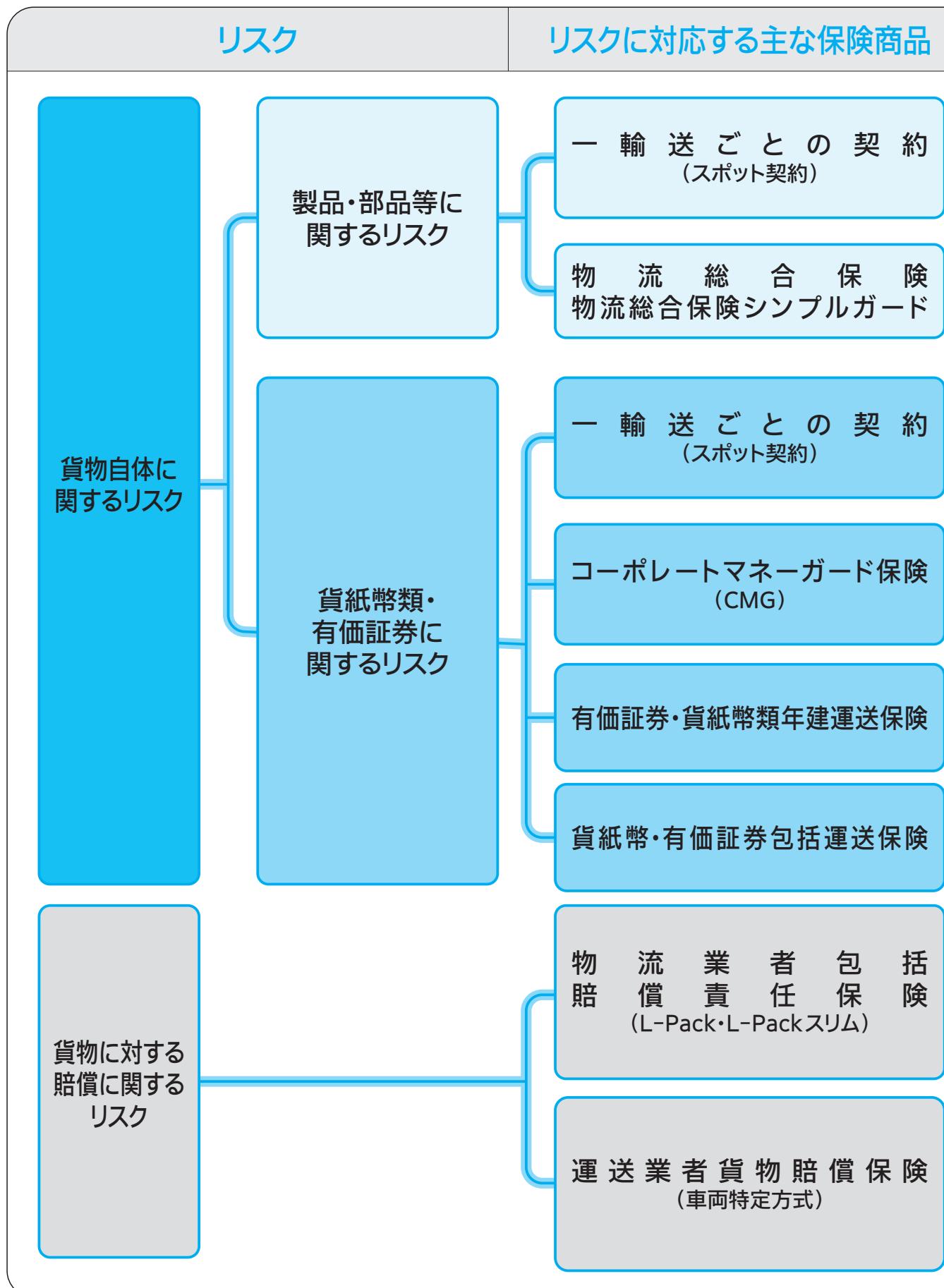
○:全損、分損問わずお支払いします。 ▲:特約のある場合にお支払いします。

×:原則としてお支払いしません。

(注)野積み等の貨物の取扱いについて

1. 次の損害に対しては、「特定危険担保」条件のみで保険をご契約いただいたものとみなして保険金をお支払いします。
 - ①貨物が野積みされている間に生じた損害
 - ②貨物が船舶またははしけの甲板上に積まれている間に生じた損害
 - ③貨物が被覆の完全でない輸送用具(船舶およびはしけを除きます。)に積まれている間に生じた損害(ただし、その輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。)
2. 左記1.について、次の場合には適用しません。
 - ①貨物が密閉式の金属製または強化プラスチック製コンテナに収容されている場合
 - ②保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれも左記1.の事実を知らず、かつ、知らなかつたことについて重大な過失がなかった場合
 - ③保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人のうち、左記1.の事実を知った者が遅滞なくこれを損保ジャパンに通知し、損保ジャパンの承諾を得て、相当の追加保険料を支払った場合

リスクに対する保険商品



保険商品の概要

危険開始日(貨物の輸送開始日)前までに、その都度お申込みいただく方式です。輸送頻度が少ない場合に適しています。各種特約等を付帯することにより、輸送に付随する保管中等を補償することができます。

輸送中、保管中、加工中などの物流リスクを、1年間包括的にオール・リスク担保条件で補償する保険です。

危険開始日(貨物の輸送開始日)前までに、その都度お申込みいただく方式です。輸送頻度が少ない場合に適しています。各種特約等を付帯することにより、輸送に付随する保管中等を補償することができます。

年間売上高1,000億円未満の企業の業務にかかる現金、小切手、手形等を対象とし、日本国内における輸送中や事務所等での保管中の損害を1年間包括的に補償する保険です。

年間を通じて継続的に輸送および輸送に付随して保管される有価証券・貨紙幣類について、1年間包括して補償する保険です。輸送額通知による確定精算が必要となります。

金融機関や上場企業等を対象として、年間を通じて大量かつ継続的に輸送・保管される貨紙幣類・有価証券を、1年間包括的に補償する保険です。

トラックを特定することなく、輸送中に加え、作業中・保管中に生じた貨物の損害について、事業許可を有している運送業者のお客さまが、荷主に対して負担する賠償責任を1年間包括的に補償する保険です。ご希望により、受託した運送・作業・保管業務に起因する第三者の身体・財物にかかる法律上の賠償責任も補償することができます。

保険証券に記載した特定のトラックの輸送中の貨物に生じた損害について、事業許可を有している運送業者のお客さまが、荷主に対して負担する賠償責任を1年間包括的に補償する保険です。

ご希望により、受託した運送業務に起因する第三者の身体・財物にかかる法律上の賠償責任も補償することができます。

パンフレット

保険商品の詳細については各々のパンフレットをご参照ください。

パンフレットのない商品につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



印刷物番号 362570

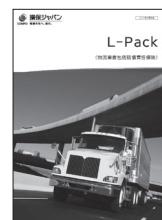
※物流総合保険シンプルガードはちらし
(印刷物番号 502657)をご参照ください。



印刷物番号 365100



印刷物番号 321790



印刷物番号 364690

※L-Packスリムはちらし(印刷物番号 503590)をご参照ください。



印刷物番号 400015

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。保険の対象となる貨物の価額、売上高等の、お客さまの保険料計算に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と違っていないか改めてご確認いただき、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

次のような場合には、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

※ 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用者に原因がない場合は、その発生を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

(2) 次のような場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかった場合を除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※ 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特別約款」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

前項②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

IV

その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。

また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

⑤ 外貨建契約の場合

保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なつてくることがありますので、ご留意ください。

⑥ 暫定保険料・確定保険料精算方式の場合

暫定保険料・確定保険料精算方式の保険料につきましては、契約締結時に対象となる期間中の売上高、輸送額等の見込みに基づき計算した暫定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後にそれらの実績値に基づき計算した確定保険料との差額を精算します。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから
<https://www.sompo-japan.co.jp/>

◆カスタマーセンター
0120-888-089

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】
平日：午前9時～午後8時
土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

(注1)お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2)パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行ふことができます。

【窓口】一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

 **0570-022808** <通話料有料>

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】平 日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)